

陳情第 2 号



# 条例の改正及び 資産課税の軽減に関する陳情書



あさか野農業協同組合

## 条例の改正及び資産課税の軽減に関する陳情書

都市の農業・農地は、地域住民に安全安心で新鮮な農産物を供給する最も身近な存在であるほか、豊かな緑と潤いのある空間を提供するとともに、次世代への食農教育や土に触れるレクリエーションの場の提供、災害時の市民の緊急避難場所等オープンスペースの確保など、多面的な機能を持ち、健全な都市生活を営むうえで公共的役割と価値を備え、地域づくりに貢献しております。

平成27年4月には「都市農業振興基本法」が制定され平成28年5月には「都市農業振興基本計画」が閣議決定され税制上の措置、担い手の育成及び確保、農産物の地元での消費促進、農作業を体験する事が出来る環境の整備、的確な土地利用に関する計画の策定等が講ずべき施策としてあげられております。

一方、農業者は、消費者に囲まれた環境を活かしながら多彩な農業を展開しておりますが、昨今の経済情勢及び社会情勢から農業収入の減収、固定資産税・都市計画税による納税負担のために農地の一部を別事業等に転用するなど農地が減少している状況にあります。農業後継者が引き続き農業経営を維持していくため農地は必須であります。都市近郊農家では、高額な相続税の納税負担により農地の売却を余儀なくされ、大きな課題となっております。相続税の課税が強化されたことにより、いままで以上に農地を売却し相続税支払い資金に当てなければならなくなり、都市農地の減少に一層の拍車をかけることになっております。

平成29年4月に、生産緑地制度が法改正され、一団の農地等の最低面積が500㎡から300㎡に引き下げが可能となります。また、これまでは生産緑地に指定された農地が公共収用等で500㎡を下回った場合、指定を解除されてしまいましたが、今回の法改正により「新たに緩和された面積」または「一団の農地」の要件を満たせば、生産緑地として存続できることとなりますが、いずれも市町村による条例改正が必要であります。

つきましては、都市農地が持つ、公益的機能など多面的機能をさらに発揮し地域貢献、市民生活の安全確保、都市農業の維持を鑑み、納税負担の軽減生産緑地制度の法改正に伴う条例の改正、農業経営の更なる支援として、下記の事項について陳情いたします。また、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを併せて陳情いたします。

## 記

### [陳情項目]

- 一. 生産緑地制度の法改正に伴い条例の改正を実施すること。
- 一. 生産緑地の追加指定を、緑地保全の観点から促進すること。
- 一. 都市計画税の税率引き下げの実施。
- 一. 固定資産税の減額についての働きかけ。
- 一. 農業関連補助金の増額及び項目の増加
  - ・ 農業体験農園の開設に係る区画割工事の実施、利用者用備品の購入、農園看板の設置、簡易学習施設、簡易物置の設置
  - ・ 農業体験農園の維持管理費
  - ・ 紋羽病、線虫病の駆除のための薬剤の購入
- 一. 相続税の納税負担の軽減についての働きかけ。
- 一. 三大都市圏特定市における市街化区域農地の相続税納税猶予制度の 20 年営農継続による免除制度を復活することへの働きかけ。

和光市議会  
議長 齊藤 秀雄 様

平成 3 0 年 8 月 22 日

新座市野火止 4 丁目 5 番 21 号  
あさか野農業協同組合  
代表理事組合長 池田 稔  
外 3 4 名 (別添陳情者名簿のとおり)



新座市野火止 5 丁目 7 番 22 号  
J A あさか野資産管理部会  
連絡協議会 会長 三枝 和歳  
外 1 2 名 (別添陳情者名簿のとおり)



## あさか野農業協同組合 陳情者名簿

|          |         |                  |
|----------|---------|------------------|
| 代表理事副組合長 | 田 中 庸 久 | 和光市下新倉4-9-24     |
| 常 務 理 事  | 渡 邊 重 和 | 新座市西堀2-19-19     |
| 常 務 理 事  | 高 橋 実   | 朝霞市宮戸4-2-41      |
| 常 務 理 事  | 橋 本 大   | 新座市野火止8-11-11    |
| 筆 頭 理 事  | 谷 岡 正 吉 | 志木市幸町4-4-6       |
| 理 事      | 内 田 祐 治 | 志木市中宗岡2-3-53     |
| 理 事      | 山 崎 とよ子 | 和光市新倉2-22-22     |
| 理 事      | 渡 邊 澄 江 | 朝霞市溝沼6-1-1       |
| 理 事      | 加 山 和 義 | 和光市白子1-25-16     |
| 理 事      | 矢 部 幸 雄 | 志木市柏町5-14-12     |
| 理 事      | 伊 藤 久 行 | 朝霞市下内間木303-2     |
| 理 事      | 並 木 信 道 | 新座市馬場3-7-27      |
| 理 事      | 田 中 愛 子 | 志木市中宗岡5-25-30    |
| 理 事      | 橋 本 正 彦 | 朝霞市膝折4-1-20      |
| 理 事      | 鈴 木 幸 治 | 新座市野火止2-9-11     |
| 理 事      | 大 熊 隆 幸 | 志木市中宗岡2-27-43    |
| 理 事      | 渋 谷 昇   | 朝霞市本町3-7-12      |
| 理 事      | 並 木 徹 夫 | 新座市池田4-8-32      |
| 理 事      | 山 本 孝 一 | 新座市北野2-17-2      |
| 理 事      | 天 野 正 敏 | 和光市新倉3-11-60     |
| 理 事      | 新 井 敏 仁 | 新座市石神2-2-15      |
| 理 事      | 原 こ ず 恵 | 新座市大和田1-12-3     |
| 理 事      | 清 水 明   | 新座市野火止3-14-14    |
| 理 事      | 新 井 富 之 | 新座市野火止7-12-3     |
| 理 事      | 石 原 実   | 朝霞市根岸台8-8-14     |
| 理 事      | 細 沼 利 通 | 新座市中野2-6-15      |
| 理 事      | 細 沼 幸 市 | 新座市中野2-11-21     |
| 理 事      | 金 子 直 哉 | 志木市中宗岡3-6-12     |
| 代 表 監 事  | 綱 島 稔   | 志木市幸町2-10-22     |
| 常 勤 監 事  | 黍 塚 俊 一 | 新座市畑中1-17-3      |
| 監 事      | 内 田 功   | 朝霞市根岸台2-6-24     |
| 監 事      | 柳 下 俊 一 | 和光市中央1-1-55      |
| 監 事      | 高 橋 均   | 新座市大和田1-12-9     |
| 監 事      | 木 下 五 男 | 朝霞市三原1-11-12-209 |

# J Aあさか野資産管理部会連絡協議会 陳情者名簿

|       |         |                 |
|-------|---------|-----------------|
| 副 会 長 | 醍 醐 繁   | 朝霞市田島2丁目1番19号   |
| 副 会 長 | 柴 崎 幸 夫 | 和光市白子2丁目13番35号  |
| 副 会 長 | 並 木 信 道 | 新座市馬場3丁目7番27号   |
| 会 計   | 内 田 春 光 | 朝霞市根岸台1丁目8番32号  |
| 会 計   | 細 田 公 雄 | 志木市上宗岡1丁目18番14号 |
| 監 事   | 山 崎 岩 男 | 和光市下新倉5丁目1番55号  |
| 監 事   | 新 井 富 之 | 新座市野火止7丁目12番3号  |
| 幹 事   | 山 田 茂 明 | 朝霞市宮戸2丁目15番1号   |
| 幹 事   | 矢 部 幸 雄 | 志木市柏町5丁目14番12号  |
| 幹 事   | 加 山 光 雄 | 和光市白子2丁目1番1号    |
| 幹 事   | 並 木 徹 夫 | 新座市池田4丁目8番32号   |
| 相 談 役 | 加 藤 政 利 | 和光市南1丁目33番1号    |